

1 計画策定の趣旨

平成28年5月に改正された「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」といいます。）及び児童福祉法の一部を改正する法律」が平成30年4月から施行され、介護保険サービスの利用者負担軽減や共生型サービスの創設などを進めるとともに、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービス向上を図るための環境整備等を行うこととされました。

これを踏まえ、本市においては、平成30年3月に「第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画」を策定し、障害福祉サービスの提供体制の確保や地域生活支援にかかる施策を計画的に推進してきましたが、令和2年度で計画期間の終了を迎えるため、令和3年度を始期とする「第6期石岡市障がい福祉計画・第2期石岡市障がい児福祉計画」を策定するものです。

2 計画の位置付け

- (1) 本計画は、障害者総合支援法に基づく「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法に基づく「市町村障害児福祉計画」として策定するものです。
- (2) 本計画は、国及び茨城県の計画との整合性を図りながら「石岡かがやきビジョン」に即した「石岡市地域福祉計画」及び、「第3期石岡市障がい者基本計画（障害者基本法に基づく市町村障害者計画）」との整合を考慮し、策定するものです。

3 基本理念

「障がいのある人もない人も安心して生き生きと暮らせるまち石岡」の実現を目標とした「石岡市障がい者基本計画」を踏まえ、また、国の新たな基本指針を加え、本計画の基本理念とします。

- ①障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- ②障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施
- ③入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- ④地域共生社会の実現に向けた取組
- ⑤障害児の健やかな育成のための発達支援
- ⑥障害福祉人材の確保
- ⑦障害者の社会参加を支える取組

本市では、令和2年度（2020年度）から全庁的にSDGs（Sustainable Development Goals 持続可能な開発目標）への取り組みを始めました。本計画におけるSDGsへの取り組みについては、石岡かがやきビジョンのアクションプランである石岡ゆめ創生プランの示す方向性に沿うものとします。石岡ゆめ創生プランの「安心医療・生涯福祉プロジェクト」においては、「3 すべての人に健康と福祉を」「10 人や国の不平等をなくそう」「11 住み続けられるまちづくりを」「17 パートナースhipで目標を達成しよう」の4つの目標が示されており、これらの実現に向けた計画策定を進めます。

4 計画の期間

市町村障害福祉計画は、3年ごとの計画策定が基本指針により定められています。このため、本計画の計画期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間とします。

◆ 成果目標

国が定める基本指針に基づき、障がい者の自立支援の観点から、地域生活移行や就労支援等の課題への対応を進めるため、計画期間における以下の成果目標を設定します。

福祉施設の入所者の地域生活への移行

<国の基本指針>

令和元年度末時点の施設入所者のうち、今後、自立訓練事業等を利用して、グループホーム、一般住宅等に移行する者の数を見込む。

目標値は、令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域移行するとともに、令和5年度末施設入所者数を、令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定する。

本市では、国の基本指針を踏まえ、令和元年度末時点の施設入所者106人のうち、7人（6.6%）が地域生活へ移行すると見込みます。また、施設入所者の2人（1.9%）を削減し、令和5年度末の施設入所者数を104人と設定します。

項目	数値目標
令和元年度末時点の入所者数	106人
令和5年度末時点の入所者数	104人
地域生活に移行する人数の目標	7人 (6.6%)
施設入所者数の削減目標	2人 (1.9%)

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

<国の基本指針>

令和5年度末時点の入院後3か月時点の退院率を69%以上、入院後1年時点のを92%以上にするとともに、1年以上の長期入院患者が地域生活への移行により減少するとし、令和5年度末時点の長期入院患者数を設定することを基本とする。

本市では、県の計画における、精神障がい者の入院後3か月時点・1年時点の退院率及び長期入院患者数を踏まえ目標設定します。

項目	数値目標	備考
入院後3ヶ月時点の退院率	69%	国の基本指針：69%以上
入院後1年時点の退院率	92%	国の基本指針：92%以上
在院期間1年以上の長期在院者数(65歳以上)	56人	県の目標数：1,249人
在院期間1年以上の長期在院者数(65歳未満)	44人	県の目標数：1,167人

地域生活支援拠点等の整備

<国の基本指針>

令和5年度末までに、地域生活支援拠点等を1つ以上確保すること。

本市では、令和5年度までに市又は圏域に少なくとも1つ整備することを目標とします。

項目	数値目標	備考
地域生活支援拠点等	1事業所	市単独または圏域での設置

一般就労への移行目標

<国の基本指針>

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等(生活介護, 自立訓練, 就労移行支援, 就労継続支援を行う事業をいう。)を通じて、令和5年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定する。

当該目標値の設定に当たっては、令和元年度の一般就労への移行実績の1.27倍以上とすることを基本とする。

本市では、令和元年度における一般就労への移行者数を踏まえ、目標年度の年間一般就労移行者数を8人と設定します。

項目	数値目標	備考
令和元年度の一般就労移行者数	6人	令和元年度の実績
令和5年度の一般就労移行者数	8人	国の基本指針：令和元年度実績の1.27倍以上



障がい児支援の提供体制の整備

<国の基本指針>

令和5年度末までに、医療的ケア児に対する特別な支援、また専門的機能を有する障害児通所支援等の体制を整備すること。

項目	数値目標	備考
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	1	市単独または圏域での設置
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	1	市単独または圏域での設置
児童発達支援センターの設置	1	市単独または圏域での設置

相談支援体制の充実・強化等

<国の基本指針>

令和5年度末までに、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保すること。

本市では、基幹相談支援センターを中心に、計画相談支援事業所と協働した相談支援体制を整えています。今後も、障害福祉サービスの提供体制の確保とともに、サービスの適切な利用の支援を継続することを目標とします。

◆ 障害福祉サービス(活動指標)

自立支援給付のサービス見込み量

1 訪問系サービス

○見込み量算出の考え方

平成29年度からの実績を踏まえて見込みます。

単位:人

区分	単位		R2年度 (推計)		R3年度 (見込)		R4年度 (見込)		R5年度 (見込)	
			利用者数	延利用時間	利用者数	延利用時間	利用者数	延利用時間	利用者数	延利用時間
居宅介護	実 利 用 者 数	延 利 用 時 間	58	747	57	783	56	821	55	862
重度訪問介護			2	385	3	392	4	400	5	407
同行援護			7	18	8	20	9	23	10	25
行動援護			0	0	1	2	1	2	1	2
重度障害者等包括支援			0	0	0	0	0	0	0	0

○実施に対する考え方・方策等

障がいのある人とその家族が安心してくらせるよう福祉サービスを継続して実施するとともに、更なる充実に努めます。



2 日中活動系サービス

○見込み量算出の考え方

平成29年度からの実績を踏まえて見込みます。

サービスの中でも需要が大きい生活介護は変わらず増加傾向にあり、今後も増加していくものと思われます。また、就労系サービスの中でも就労継続支援B型の利用が増加しており、職業訓練や社会参加のニーズがあることが見えてきます。

これらのニーズに対応した見込み量を設定するとともに、施設入所から地域生活への移行、一般就労への移行促進を図る観点から、必要なサービスを見込みます。

単位:人

区分	単位	R2年度 (推計)		R3年度 (見込)		R4年度 (見込)		R5年度 (見込)		
生活介護	実 利 用 者 数	延 利 用 者 数	186	3,720	192	3,768	199	3,817	206	3,867
自立訓練(機能訓練)			1	20	1	20	1	20	1	20
自立訓練(生活訓練)			14	263	14	274	15	286	15	298
就労移行支援			24	488	20	400	20	400	20	400
就労継続支援(A型)			31	623	30	607	30	591	29	576
就労継続支援(B型)			114	2,273	127	2,544	142	2,848	159	3,188
就労定着支援			10	10	12	12	15	15	19	19
療養介護			9	279	10	310	11	341	12	372
短期入所(福祉型)			17	156	21	195	27	242	34	302
短期入所(医療型)			0	0	1	10	1	10	1	10

○実施に対する考え方

地域でお困りの方々が身近な場所でニーズに応じたサービスを受けることができるよう、相談支援事業者や地域の関係機関との連携の強化に努めます。

一般就労した方をサポートする就労定着支援は平成30年度よりサービス提供が開始され、利用者は増えています。社会進出に重要なサービスであり、今後も事業の充足を図ります。

3 居住系サービス

○見込み量算出の考え方

平成29年度からの実績を踏まえて見込みます。

施設入所者の削減を図るとともに、グループホームについては、施設入所・入院からの地域移行者数を見込みます。

単位:人

区分	単位	R2年度 (推計)	R3年度 (見込)	R4年度 (見込)	R5年度 (見込)
自立生活援助	月実人数	0	1	1	1
共同生活援助(グループホーム)	月実人数	87	91	95	100
施設入所支援	月実人数	106	105	105	104

○実施に対する考え方・方策等

入所・入院中の障がいのある人の地域生活への移行を進めるにあたり、共同生活援助(グループホーム)の計画的な推進が必要となるため、地域移行の状況を把握するとともに、身近な地域で利用者のニーズに応じた居住の場の確保に努めます。

施設入所支援については、障がいのある人のセーフティーネットとして、緊急性や生活実態、ニーズを考慮すると同時に、計画相談支援の質を高めつつ、見込み量に合わせた取り組みを進めます。

4 相談支援

○見込み量算出の考え方

計画相談支援については、国の考え方を踏まえ、障害福祉サービスの利用者すべてを対象として見込みます。

単位:人

区分	単位	R2年度 (推計)	R3年度 (見込)	R4年度 (見込)	R5年度 (見込)
計画相談支援	実利用者数	531	558	585	615
地域移行支援		0	0	0	0
地域定着支援		0	1	1	1

○実施に対する考え方・方策等

サービス等利用計画の作成を一層促進するため、特定相談支援事業所の増加及び相談支援専門員の資質向上に取り組んでいきます。

5 障害児通所支援

○見込み量算出の考え方

平成29年度からの実績を踏まえて見込みます。

児童発達支援及び放課後等デイサービスについては、サービス利用希望者が年々増加しており、今後も需要が大きくなるが見込まれます。

単位:人

区分	単位		R2年度 (推計)		R3年度 (見込)		R4年度 (見込)		R5年度 (見込)	
児童発達支援	実利用者数	延利用者数	38	399	44	462	50	525	56	588
医療型児童発達支援			0	0	0	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス			130	2,041	146	2,292	162	2,543	178	2,795
保育所等訪問支援			0	0	1	2	1	2	1	2
居宅訪問型児童発達支援			0	0	0	0	0	0	0	0

○実施に対する考え方・方策等

身近な地域で支援を必要とする障がい児が、療育を受けられる場の確保に努めます。

6 障害児相談支援

○見込み量算出の考え方

平成29年度からの実績を踏まえて見込みます。

単位:人

区分	単位	R2年度 (推計)	R3年度 (見込)	R4年度 (見込)	R5年度 (見込)
障害児相談支援	実利用者数	160	177	194	211

○実施に対する考え方・方策等

障害児相談支援事業所と連携し、サービスの提供を進めていきます。

◆ 地域生活支援事業

1 理解促進研修・啓発事業

区分	単位	R2年度 (推計)	R3年度 (見込)	R4年度 (見込)	R5年度 (見込)
理解促進研修・啓発事業	回	2	2	2	2

○実施に対する考え方・方策等

地域社会の人々に、障がいについての理解や協調を深めてもらうため、障がい者スポーツ大会や障がい者美術作品展を継続して実施していきます。

2 自発的活動支援事業

区分	単位	R2年度 (推計)	R3年度 (見込)	R4年度 (見込)	R5年度 (見込)
自発的活動支援事業	団体数	3	3	3	3

○実施に対する考え方・方策等

障がい団体と連携を図りながら、障がいのある人をはじめ、その家族による自発的な社会活動を支援します。

3 相談支援事業

単位(各事業を実施する数):箇所

区分	H30年度 (実績)	R1年度 (実績)	R2年度 (推計)	R3年度 (見込)	R4年度 (見込)	R5年度 (見込)
障害者相談支援事業	2	2	2	2	2	2
地域自立支援協議会	1	1	2	2	2	2
市町村相談支援機能強化事業	2	2	2	2	2	2
成年後見制度利用支援事業	0	0	2	2	2	2

○実施に対する考え方・方策等

障がいのある人及びその家族が住み慣れた地域で安心して自立した生活を営めるよう、ライフステージに応じた支援が受けられる相談支援体制の構築に努めます。また、地域自立支援協議会等との連携及び活用を図り、専門的な相談対応と地域の実情に根ざした情報提供に取り組みます。

4 コミュニケーション支援事業

単位(設置事業):箇所
単位(派遣事業):実人数

区分	H30年度 (実績)	R1年度 (実績)	R2年度 (推計)	R3年度 (見込)	R4年度 (見込)	R5年度 (見込)
手話通訳者設置事業	2	2	2	2	2	2
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	19	19	19	19	19	19

○実施に対する考え方・方策等

手話通訳者派遣、要約筆記者派遣事業を継続して実施していきます。また、派遣体制強化のために引き続き手話奉仕員養成講座も実施していきます。

5 日常生活用具給付等事業

単位:件

区分	H30年度 (実績)	R1年度 (実績)	R2年度 (推計)	R3年度 (見込)	R4年度 (見込)	R5年度 (見込)
介護・訓練支援用具	7	6	1	5	5	5
自立生活支援用具	11	2	3	6	6	6
在宅療養等支援用具	6	10	10	10	10	10
情報・意思疎通支援用具	14	16	11	14	14	14
排泄管理支援用具	1,764	1,857	1,947	2,047	2,147	2,247
居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	4	3	1	3	3	3

○実施に対する考え方・方策等

用具情報や利用者の要望等を踏まえ、用具の品目、対象者、基準額等の見直しを適切に行っていきます。

6 地域活動支援センター事業

単位:箇所

区分	H30年度 (実績)	R1年度 (実績)	R2年度 (推計)	R3年度 (見込)	R4年度 (見込)	R5年度 (見込)
地域活動支援センターⅠ型	1	1	1	1	1	1
地域活動支援センターⅡ型	2	2	2	2	2	2
地域活動支援センターⅢ型	2	2	2	2	2	2

○実施に対する考え方・方策等

障がいのある方が通い、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進に努めます。

7 その他事業

単位(研修・開催事業):回

単位(その他の事業):実人数

区分	H30年度 (実績)	R1年度 (実績)	R2年度 (推計)	R3年度 (見込)	R4年度 (見込)	R5年度 (見込)
日中一時支援事業	159	165	168	168	168	168
訪問入浴サービス	2	3	3	3	3	3
移動支援事業	9	8	5	8	8	8
手話奉仕員養成研修事業	1	1	1	1	1	1
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	0	1	0	1	1	1

○実施に対する考え方・方策等

日中一時支援事業は、事業所と連携し、日中や学校の長期休みにおける活動の場等、サービス提供体制の確保に努めます。

その他の事業については、利用者のニーズに対応したサービス提供体制の確保に努めます。

◆ 計画の推進体制

1 PDCAサイクルによる評価と見直し

障害者総合支援法及び児童福祉法においては、計画に定める事項について、定期的に調査・分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更することその他の必要な措置を講ずること（PDCAサイクル）とされています。

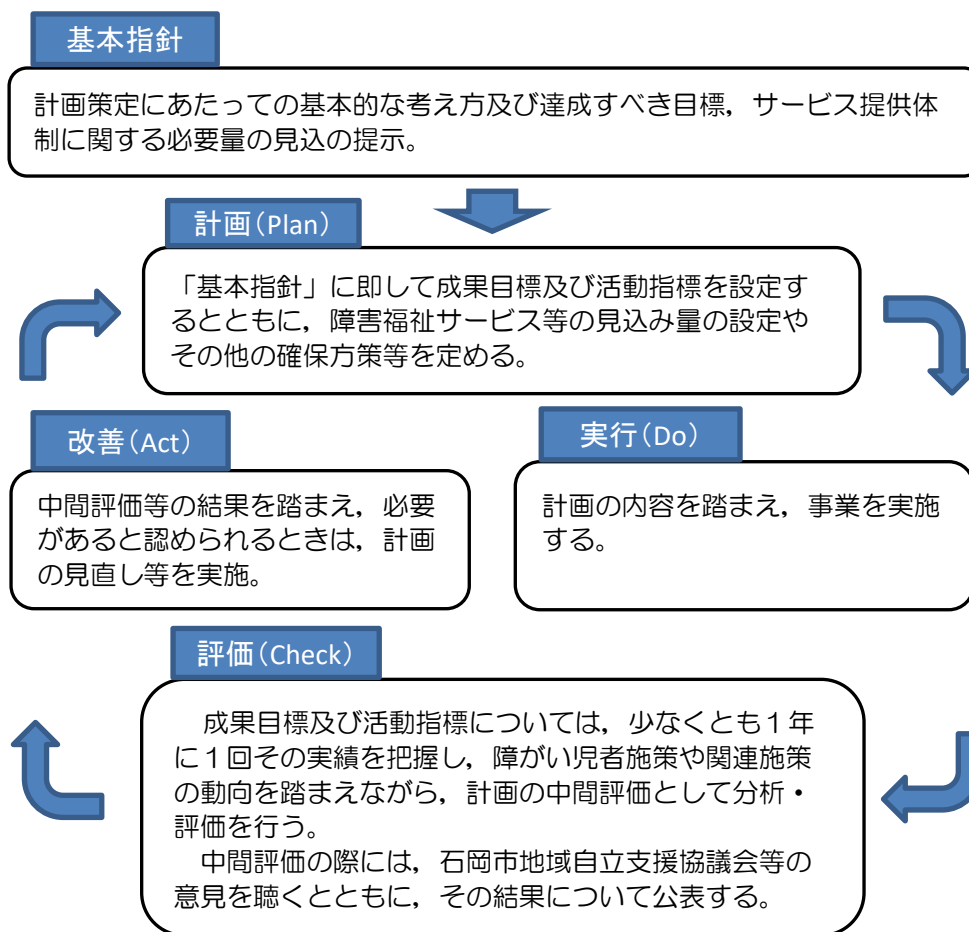
「PDCAサイクル」とは、様々な分野・領域における品質管理や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法で、「計画（Plan）」、「実行（Do）」、「評価（Check）」、「改善（Act）」のプロセスを順に実施していくものです。業務を進めていく上で、計画を立てそれを実行し、結果を評価した後、改善して次のステップへとつなげていく過程は、業務の質を高めていく上で重要となります。

2 計画におけるPDCAサイクル

国の基本指針を踏まえ、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画におけるPDCAサイクルのプロセスは、以下のとおりとします。

○成果目標及び活動指標については、石岡市地域自立支援協議会において少なくとも1年に1回その実績を把握し、障がい者施策や関連施策の動向を踏まえながら、計画の中間評価として、分析・評価を行い、必要があると認めるときには、計画の変更や事業の見直し等の措置を講じます。

計画におけるPDCAサイクルのプロセス



◆ 資料編

障がいのある人の現状

単位：人

区分	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
身体障害者(児)	2,828	2,846	2,815	2,907	2,913
知的障害者(児)	525	534	553	573	597
精神障害者	375	409	449	426	445

(各年度末現在)

(1) 身体障害者手帳の交付状況

単位：人

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
視覚障害	89	71	15	22	19	12	228
聴覚・平衡機能障害	7	67	28	60	0	73	235
音声・言語 そしゃく機能障害			14	5			19
肢体不自由	340	309	250	320	110	67	1,396
内部障害	652	7	146	230			1,035
合計	1,088	454	453	637	129	152	2,913

※障がいの種類によっては、等級がないものもあります。

(令和2年3月末現在)

(2) 知的障害者(児)の障害程度別状況

単位：人

区分	Ⓐ (最重度)	A (重度)	B (中度)	C (軽度)	合計
療育手帳	119	140	153	185	597

(令和2年3月末現在)

(3) 精神障害者の等級状況

単位：人

区分	1級	2級	3級	合計
精神障害者保健福祉手帳	54	271	120	445

(令和2年3月末現在)

障害者総合支援法のサービス(自立支援給付)

区分	サービス名	サービス内容	
障害福祉サービス	介護給付	居宅介護(ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
		重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援等を総合的にを行います。
		同行援護	視覚障がいにより、移動が著しく困難な人に、移動に必要な情報の提供(代読など)、移動の援護等の外出支援を行います。
		行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するための必要な支援、外出支援を行います。
		重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。
		生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
		療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
		短期入所(ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合等に、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
		施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	訓練等給付	自立訓練(機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
		就労移行支援	一般企業等での就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
		就労継続支援(A型=雇用型、B型=非雇用型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
		就労定着支援	一般就労へ移行した障がいのある人が、就労にともなう環境変化による生活面の課題に対応できるように、企業や自宅への訪問、来所により必要な支援を行います。
		自立生活援助	施設を利用していた障がいのある人がひとり暮らしをはじめたときに、生活や健康、近所づきあいなどに問題がないか、訪問して必要な助言などの支援をします。
		共同生活援助(グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助、必要に応じて介助などを行います。
	相談支援	計画相談支援	障がいのある人や保護者などからの相談に応じ、必要な情報提供、助言・指導等を行います。
		地域移行支援	入院・入所している人が、地域生活へ移行する際の住居の確保や、地域での生活に移行するための活動に関する相談、障害福祉サービス事業所等への同行支援を行います。
		地域定着支援	施設・病院からの退所・退院、家族との同居から一人暮らしに移行した人、地域での生活が不安な方等に対し、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性で起きた緊急の事態等に相談や緊急訪問、緊急対応等を行います。
自立支援医療	更生医療：障がいの程度を軽くしたり、取り除いたりする医療を給付します。 育成医療：生活能力を得るために必要な医療を給付します。 精神通院医療：精神疾患に対する通院医療を給付します。		
補装具費	義肢や車いす等の購入に際し、補装具費(購入費、修理費)の支給をします。		

児童福祉法のサービス

区分	サービス名	サービス内容
障害児通所支援	児童発達支援	障がいのある子ども等に、日常生活における基本的な動作指導、集団生活への適応訓練等を行います。
	医療型児童発達支援	上記サービスに併せて上肢・下肢または体幹機能に障がいのある子どもの治療を行います。
	放課後等デイサービス	就学している障がいのある子ども等に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会交流の訓練、社会交流の機会を提供します。
	保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、保育所等に通う障がいのある子ども等に、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。
	居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい児のうち、通所支援を利用するため外出の困難な障がい児に対して、発達支援を行うサービスを提供します。
相談支援	障害児相談支援	障がいのある子どもが障害児通所支援を適切に利用できるよう、障がい児支援利用計画を作成し、通所支援開始後、一定期間ごとにサービス利用状況の検証を行い、計画の見直しを行う等の支援を行います。